

(第31期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 31 期 報 告 書

平成23年3月1日から
平成24年2月29日まで

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

株式会社ファミリーマート

事 業 報 告

(平成23年3月1日から
平成24年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災に伴う生産・輸出等の一時的な減少に加え、欧州の政府債務危機等による海外経済の減速や円高の進行もあって、個人消費の停滞感は依然払拭できず、小売業界におきましては厳しい経営環境が続きました。

当社におきましても、東日本大震災により東北地方を中心に一部の店舗が営業を休止したほか、取引先の中食製造工場や物流拠点が被災するなど一時的に多大な影響が生じました。このような状況において、当社は、地域の生活に欠かせない社会インフラとして、被災地復興支援を最優先としながら、お客様がコンビニエンスストアに求められる役割・機能を果たすべく、全力を挙げて取り組んでまいりました。また、全ての加盟店の成長力、収益力の向上を目指し、フランチャイザー機能をより一層充実させ、「商品力の向上」や「S&QC（サービス、クオリティ、クリンネス）の徹底」等を通じて日商力の向上に取り組んでまいりました。さらに、創立30周年にあたり、「ファミリーマートらしさ」の発想のもと、地域のお客様に「つながり」を感じていただけるように、「みんなとファミリー。」をスローガンとして、年間を通じて各種の記念施策を展開いたしました。一方で、平成23年4月1日付で株式会社エーエム・ピーエム・関西を吸収合併するとともに、首都圏・関西圏とJR九州リテール株式会社が展開するam/pm店のファミリーマート店への転換を推し進めることで、合計733店のブランド転換を行い、平成23年12月をもって2年間に亘るam/pmとの事業統合が完了いたしました。

店舗展開におきましては、当事業年度末の国内エリアフランチャイザー4社を含めた国内店舗数は8,834店舗となりました。また、海外エリアフランチャイザーでは、台湾、タイ、韓国、中国、アメリカ及びベトナムにおいて、あわせて11,245店舗となり、国内外あわせたファミリーマートチェーン全店舗数は20,079店舗となりました。

これらの結果、当事業年度の業績につきましては、営業総収入は3,292億1千8百万円（前事業年度比102.9%）、営業利益は425億8千6百万円（同111.4%）、経常利益は448億1千万円（同112.3%）、当期純利益は165億8千4百万円（同92.0%）となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

① 国内事業

(商品)

商品面におきましては、中食商品を中心にオリジナル商品の開発を進め、品質の向上と品揃えの差別化を図ってまいりました。なかでも、「三ツ星パスタ」「Sweets+ (デザート)」「できたてファミマキッチン (ファスト・フード)」「あじわい Famima Café (チルド飲料)」に次ぐ新たな重点商品カテゴリーとして、平成23年9月に“惣菜”“サラダ”の独自ブランド「彩り Famima DELI」を発売いたしました。

さらに、“おとな”文化の研究、創造、提案を行う「おとなコンビニ研究所」の活動を通じて、“おとな”の好奇心や消費意欲を刺激する価値の高い商品を継続して発売しております。平成23年11月には同研究所のフラッグシップショップとして「ファミリーマート代官山店」を開店し、「おとな世代」の好奇心や消費意欲を喚起する品揃えや落ち着いた居心地の良い空間等、新しいコンビニエンスストアのスタイルを提案することにより、ターゲット層のみならず幅広いお客様からの支持をいただいております。

(サービス)

サービス面におきましては、お客様の利便性をさらに高めるため、平成23年3月に名古屋鉄道株式会社が提供する「manaca」と、東海旅客鉄道株式会社が提供する「TOICA」の電子マネー決済の取扱いを東海地域の一部店舗で開始いたしました。また、同年11月に「JCB」「Visa」「MasterCard」「アメリカン・エクスプレス」「ダイナースクラブ」の5ブランドのクレジットカード決済の取扱いを全国の店舗で、平成24年1月に中国人観光客向け決済サービス「銀聯」の取扱いを訪日中国人観光客の利用の多い一部店舗で、それぞれ開始しております。

(プロモーション)

プロモーション面におきましては、創立30周年記念企画として、「お客さまへの感謝」「家族のつながり」「復興支援」をテーマとした大型キャンペーンを継続的に実施いたしました。また、サッカー日本代表サポーターティングキャンペーンとして、「おめでとう!!そしてがんばれ!!なでしこジャパン サッカー日本代表応援キャンペーン」を実施したほか、K-POPグループのKARAなどとタイアップした「ファミリーマートLove韓流キャンペーン」などを実施し、いずれも好評を博しました。また、平成23年12月には吉本興業株式会社との取組みによる“いっしょに、笑顔。プロジェクト”を開始し、第1弾として「初夢わっハッハキャンペーン」を実施いたしました。さらに、お客様とのコミュニケーション強化の一環として、平成23年5月には「Facebook」内に、同年8月には「mixi」内に公式ページを開設しております。

(店舗運営)

運営面におきましては、「S&QCの徹底」や「SST（ストアスタッフトータルシステム）」の推進により、売上向上に取り組んでまいりました。また、東日本大震災の被災地では、仮設店舗や移動販売車「ファミマ号」を稼働し、地域のライフラインとして中食や日用品等の販売を継続しております。さらに、電力不足への懸念に対し、店内照明・販売什器の一部消灯や店内空調の設定温度変更によりチェーン全体で節電に取り組みました。

(店舗展開)

店舗展開におきましては、三大都市圏と地方都市を中心とした成長性の高い店舗の出店に加え、マーケットの変化に対応したB&S（ビルド&スクラップ）を適宜実施し、am/pm店からの転換とあわせ844店を出店することで、高質な店舗網の構築を進めてまいりました。

(社会貢献活動)

社会貢献活動におきましては、東日本大震災の被災地支援として、各地の自治体との協定に基づく緊急支援物資の供給のほか、国内外において義援金の募金活動を実施し、その総額は当事業年度末までに12億6千4百万円に達しました。また、平成20年度より継続している「ベルマーク運動」を通じ、お客様が全国の店舗にお持ちいただいたベルマークを東北地方の小学校に寄贈いたしました。

さらに、平成23年10月に発生したタイでの洪水の被災地支援として、国内のファミリーマート店にて義援金の募金活動を実施し、Siam FamilyMart Co., Ltd. を通じて2千4百万円をお届けしております。

なお、当社は、当事業年度末現在で「物資供給」に関する協定は50自治体と、「帰宅困難者支援」に関する協定は43自治体とそれぞれ締結しております。

(その他)

EC関連事業を中心とした株式会社ファミマ・ドット・コムにおきましては、ネットショッピングサイト「ファミマ.com」の運営のほか、ファミリーマート店内のFamiポートを通じたチケット販売や各種決済・受取サービス等の提供を行っております。

会計事務等店舗関連サービス事業を中心とした株式会社ファミマ・リテール・サービスにおきましては、ファミリーマートの店舗に関わる会計事務や棚卸業務の受託のほか、リース・レンタル及びクリンネス関連事業等を行っております。

これらの結果、国内事業の営業総収入は、2,799億6千4百万円（前事業年度比101.4%）、当期純利益は161億8千9百万円（同93.2%）となりました。

② 台湾事業

台湾におきましては、盛夏期の天候不順による影響を受けたものの、イートインコーナーを設置した中食強化型店舗の拡大等により、ファスト・フードや中食の売上が伸びました。また、B & Sの推進により、店舗の収益基盤の再強化を図りました。

これらの結果、台湾事業の営業総収入は、276億6千7百万円（前事業年度比115.4%）、当期純利益は10億4千2百万円（同104.6%）となりました。

③ タイ事業

タイにおきましては、売場改善と発注レベル向上を中心としたS & Q Cの徹底、オリジナル中食商品の販売強化による差益率向上に継続的に取り組んでまいりました。また、平成23年10月に発生した洪水被害により、最大100店舗が一時的に営業を休止しましたが、被災店舗と商品供給体制の復旧に全力を挙げ、平成24年1月末日までに全ての店舗が営業を再開しております。

これらの結果、タイ事業の営業総収入は、203億3千3百万円（前事業年度比108.7%）、当期純利益は1億1千3百万円（同75.1%）となりました。

④ 韓国事業

韓国におきましては、ソウル・仁川・釜山の大都市を中心とした積極出店の継続により、店舗数は6,910店舗（前事業年度は5,511店舗）となったほか、新たな物流センターを稼働する等、国内トップチェーンとしての基盤強化を図りました。

これらの結果、韓国事業の当期純利益は12億7千4百万円（前事業年度比110.2%）となりました。

⑤ その他

中国において、上海・広州・蘇州で積極的な出店を推進しているほか、杭州市での展開を目的として「杭州頂全便利店有限公司」を設立し、平成23年12月には日系コンビニエンスストアとして初となる1号店を杭州市に開店しております。

また、ベトナムにおいて、平成23年6月の合弁会社ライセンス取得に伴い、Phu Thai Group Joint Stock Company及び伊藤忠商事株式会社とともに、ベトナム国内におけるファミリーマート運営事業会社VI NA FAMILYMART CO., LTD. を設立し、同年12月には1号店を開店いたしました。

- (注) 1. 当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用したことに伴い、事業部門の区分を従来の「コンビニエンスストア事業」「その他事業」から「国内事業」「台湾事業」「タイ事業」「韓国事業」に変更しております。
2. 前事業年度との比較については、前事業年度における事業部門の区分を、当事業年度における事業部門の区分に組み替えて比較しております。

事業部門	営業総収入	当期純利益
国内事業	279,964 ^{百万円}	16,189 ^{百万円}
台湾事業	27,667	1,042
タイ事業	20,333	113
韓国事業	—	1,274

(注) 韓国事業は、持分法適用関連会社で構成されております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における企業集団の設備投資につきましては、国内事業における新規出店や既存店改装等の店舗投資を中心に、総額463億2千3百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、国内事業における投資の内訳は、店舗等の新設、改修等に関するものが200億2千4百万円、店舗等賃借に伴う敷金投資が131億6千5百万円、情報システム関連投資が57億1千8百万円であります。

事業部門	設備投資額
国内事業	38,907 ^{百万円}
台湾事業	6,587
タイ事業	806
韓国事業	—
その他	20
合計	46,323

(注) 韓国事業は、持分法適用関連会社で構成されております。

(3) 対処すべき課題

次期の経済見通しにつきましては、震災の復興需要が見込まれるものの、海外経済の下振れによるマイナス影響や、雇用情勢・所得環境などの悪化懸念から生活防衛意識が強まることが予想され、当社を取り巻く環境は厳しさが続くものと思われまます。一方で、少子高齢化の進行や単身世帯の増加に伴う顧客層の広がりが進んでおります。

このような状況の中で、当社は、社会・生活インフラ企業として、お客様がコンビニエンスストアに求められる役割・機能を十分に認識し、利便性に加え「気軽にこころの豊かさ」を提案することで、選ばれ続けるチェーンを目指してまいります。また、全ての加盟店の成長力、収益力の向上を目指し、フランチャイザー機能をより一層充実させ、「商品力の向上」や「S&QCの徹底」に向けて取り組んでまいります。平成24年度は「いっしょに、笑顔。」をテーマに、ホスピタリティ溢れるおもてなしでお客様に「笑顔」をお届けできるよう努めてまいります。

商品面におきましては、重点商品カテゴリーである「三ツ星パスタ」「Sweets+ (デザート)」「できたてファミマキッチン (ファスト・フード)」「あじわい Famima Café (チルド飲料)」「彩り Famima DELI (惣菜・サラダ)」を中心に、中食商品・オリジナル商品のさらなる商品力向上を目指してまいります。また、am/pmのノウハウを融合させた「冷凍中食」や、新たな調理法により品質の向上と販売期限の延長を両立させた「チルド米飯」「チルド惣菜」について、本格的な展開を図ってまいります。さらに、原材料調達や製造方法の見直し・物流インフラの再整備に取り組み、利益率の向上を図ってまいります。

運営面におきましては、「S&QCの徹底」を全てのベースに、「SST (ストアスタッフトータルシステム)」の活用による発注精度の向上と、「クラスター分析」を活用したお客様にとって最適な品揃えの実現を目指してまいります。

店舗展開におきましては、商環境・住環境の変化や買物不便地域の増加に対し、三大都市圏と地方都市を中心とした全国47都道府県におけるドミナントの維持・拡大、法人開発やニューマーケットへの積極的な出店に継続して取り組んでまいります。あわせて、出店コスト(什器・建設コスト)の低減に取り組んでまいります。

海外におきましては、引き続きアジア各地域を中心とした出店を積極的に行ってまいります。

株式会社ファミマ・ドット・コムにおきましては、ネットショッピングサイト「ファミマ.com」の運営強化と、「Famiポート」を通じたチケット販売業務の拡大に取り組んでまいります。株式会社ファミマ・リテール・サービスにおきましては、既存事業の高品質化と事業の拡大を図ってまいります。さらに、当社は、平成24年4月に、高齢者専門宅配弁当「宅配クック ワン・ツウ・スリー」フランチャイズ本部の運営等を展開する株式会社シニアライフクリエイトを子会社化いたしました。これにより、高齢者向けサービスの向上に加え、地域に密着したサービスを拡大させ、社会・生活インフラ事業会社として、さらに発展してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

		第 28 期	第 29 期	第 30 期	第 31 期
		(平成21年 2 月期)	(平成22年 2 月期)	(平成23年 2 月期)	(当事業年度) (平成24年 2 月期)
企 業 集 団	営業総収入(百万円)	287,342	278,175	319,889	329,218
	経常利益(百万円)	39,478	35,760	39,907	44,810
	当期純利益(百万円)	16,451	15,102	18,023	16,584
	1株当たり当期純利益(円)	172.59	158.47	189.74	174.70
	総資産(百万円)	398,125	424,209	436,034	472,822
	純資産(百万円)	197,529	206,490	216,979	225,939
	1株当たり純資産(円)	2,001.50	2,096.43	2,207.53	2,299.14
当 社	チェーン全店売上高(百万円)	1,245,787	1,273,752	1,440,457	1,534,652
	営業総収入(百万円)	236,133	233,024	270,817	274,449
	経常利益(百万円)	36,466	32,682	35,887	40,650
	当期純利益(百万円)	14,265	10,305	16,678	14,321
	1株当たり当期純利益(円)	149.65	108.12	175.57	150.86
	総資産(百万円)	363,646	342,962	390,416	422,516
	純資産(百万円)	191,639	195,475	204,405	211,501
1株当たり純資産(円)	2,010.52	2,050.82	2,153.16	2,227.94	

(注) 第31期(当事業年度)から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

(5) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
全家便利商店股份有限公司	2,232百万台湾ドル	43.50%	コンビニエンスストア事業
Siam FamilyMart Co., Ltd.	575百万バーツ	90.41	コンビニエンスストア事業
FAMIMA CORPORATION	12百万米ドル	100.00	コンビニエンスストア事業
株式会社ファミマ・リテール・サービス	300百万円	100.00	会計事務等店舗関連サービス事業
株式会社ファミマ・ドット・コム	400百万円	53.16	E C 関連事業

(注) 当社の議決権比率は間接所有を含んでおります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社沖繩ファミリーマート	49百万円	48.98%	コンビニエンスストア事業
株式会社南九州ファミリーマート	80百万円	49.00	コンビニエンスストア事業
株式会社北海道ファミリーマート	200百万円	49.00	コンビニエンスストア事業
BOKWANG FAMILYMART CO., LTD.	23,975百万ウォン	23.48	コンビニエンスストア事業
上海福満家便利有限公司	280百万人民元	(注)2	コンビニエンスストア事業
広州市福満家連鎖便利店有限公司	150百万人民元	(注)2	コンビニエンスストア事業
蘇州福満家便利店有限公司	6百万米ドル	(注)2	コンビニエンスストア事業
杭州頂全便利店有限公司	3百万米ドル	(注)2	コンビニエンスストア事業
VI NA FAMILYMART CO., LTD.	48,000百万ドン	44.00	コンビニエンスストア事業
朝日食品工業株式会社	1,000百万円	39.00	食品製造事業
ポケットカード株式会社	14,374百万円	15.02	クレジットカード事業

(注) 1. 当社の議決権比率は間接所有を含んでおります。

2. 持分法適用関連会社のChina CVS (Cayman Islands) Holding Corp. が100%の議決権を所有しております。

なお、連結子会社の株式会社ファミリーマート・チャイナ・ホールディングがChina CVS (Cayman Islands) Holding Corp. の40.35%の議決権を所有しております。

3. 広州市福満家便利店有限公司は、平成23年10月に広州市福満家連鎖便利店有限公司へ商号変更しております。

4. ファミマクレジット株式会社は、ポケットカード株式会社との間で株式交換契約を締結し、平成23年3月31日付をもってポケットカード株式会社の完全子会社となっております。また、当社は、同日付でポケットカード株式会社の第三者割当による募集株式の発行を引き受け、同社を当社の持分法適用関連会社としております。

③ 重要なその他の関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 へ の 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係 内 容
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	202,241百万円	31.66 %	コンビニエンスストア事業の商品供給体制に対するアドバイス・サポート等

(注) 当社への議決権比率は間接所有を含んでおります。

(6) 主要な拠点

① 本 社 等

当 社	本 社	東京都豊島区
	営 業 所	東京都29ヶ所、大阪府14ヶ所、神奈川県12ヶ所、愛知県11ヶ所、埼玉県9ヶ所、他95ヶ所（計170ヶ所）
	研 修 セ ン タ ー	湘南研修センター（神奈川県横須賀市）
	物 流 施 設	東北総合センター（宮城県黒川郡） 山形総合センター（山形県東根市） 福島総合センター（福島県本宮市） 戸田総合センター（埼玉県戸田市）
全 家 便 利 商 店 股 份 有 限 公 司	台湾台北市	
Siam FamilyMart Co., Ltd.	タイ王国バンコク市	
FAMIMA CORPORATION	アメリカ合衆国カリフォルニア州	
株式会社ファミマ・リテール・サービス	東京都豊島区	
株式会社ファミマ・ドット・コム	東京都豊島区	

(注) 上記物流施設のほか、自社所有以外で当社の物流拠点として稼働している総合センターが17拠点あります。

② コンビニエンスストア事業（ファミリーマートチェーン）に係る店舗数

チェーン		全店舗数	
地域別	店舗数	地域別	店舗数
青森県	39	三重県	128
岩手県	100	滋賀県	112
宮城県	206	京都府	182
秋田県	48	大阪府	802
山形県	85	兵庫県	318
福島県	120	奈良県	59
茨城県	179	和歌山県	64
栃木県	124	鳥取県	42
群馬県	90	島根県	41
埼玉県	452	岡山県	95
千葉県	378	広島県	172
東京都	1,616	山口県	40
神奈川県	645	徳島県	52
新潟県	51	香川県	80
富山県	69	愛媛県	92
石川県	77	高知県	36
福井県	89	福岡県	285
山梨県	63	佐賀県	50
長野県	49	長崎県	138
岐阜県	88	熊本県	99
静岡県	194	大分県	62
愛知県	453		
当社		合計	8,164
株式会社北海道ファミリーマート		北海道	52
株式会社南九州ファミリーマート		宮崎県	83
		鹿児島県	208
株式会社沖縄ファミリーマート		沖縄県	212
J R九州リテール株式会社		福岡県及びその他4県	115
国内エリアフランチャイザー		合計	670
国内店舗数		合計	8,834
全家便利商店股份有限公司		台湾	2,809
Siam FamilyMart Co., Ltd.		タイ王国	687
BOKWANG FAMILYMART CO., LTD.		大韓民国	6,910
上海福満家便利有限公司		中華人民共和国	639
広州市福満家連鎖便利店有限公司		中華人民共和国	121
蘇州福満家便利店有限公司		中華人民共和国	48
杭州頂全便利店有限公司		中華人民共和国	5
FAMIMA CORPORATION		アメリカ合衆国	8
VI NA FAMILYMART CO.,LTD. / Family Company Limited		ベトナム社会主義共和国	18
海外店舗数		合計	11,245
ファミリーマートチェーン		合計	20,079

- (注) 1. J R九州リテール株式会社が展開するファミリーマート店舗は、福岡県73店舗、佐賀県5店舗、長崎県5店舗、熊本県14店舗、大分県18店舗となっております。
2. Family Company Limitedは、現地パートナーPhu Thai Group Joint Stock Companyの完全子会社であります。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前事業年度末比較増減
国内事業	3,567 (3,204)人	46人増
台湾事業	2,107 (1,834)人	235人増
タイ事業	2,625 (1,927)人	477人増
韓国事業	—	—
その他	28 (94)人	増減なし
合計	8,327 (7,059)人	758人増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 前事業年度末との比較については、前事業年度における事業部門の区分を、当事業年度における事業部門の区分に組み替えて比較しております。
3. 韓国事業は、持分法適用関連会社で構成されております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
3,356(2,615)人	2人減	37.1才	9.1年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 97,683,133株 (うち自己株式の数2,752,139株)
 (3) 株主数 11,913名
 (4) 大株主

氏名又は名称	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	29,941 ^{千株}	31.53 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,179	4.40
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,930	3.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,385	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,340	2.46
株式会社みずほ銀行	2,085	2.19
日本生命保険相互会社	1,964	2.06
ドイツ証券株式会社	1,673	1.76
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	1,421	1.49
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,302	1.37

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数(94,930,994株)を基準に算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 田 準 二	
専 務 取 締 役	横 田 孝 行	商品本部長(兼)物流・品質管理本部長
専 務 取 締 役	宮 本 芳 樹	管理本部長、内部統制部管掌 (兼) リスクマネジメント・コンプライアンス委員長 (兼) コスト構造改革委員長
常 務 取 締 役	小 部 泰 博	システム本部長
常 務 取 締 役	加 藤 利 夫	総合企画部長(兼)経営企画室長
取 締 役	高 田 基 生	オペレーション本部長、 お客様相談室管掌、加盟店相談室管掌
取 締 役	小 坂 雅 章	AFC事業本部長 株式会社ファミリーマート・チャイナ・ホールディング 代表取締役社長
取 締 役	和 田 昭 則	開発本部長
取 締 役	小松崎 行 彦	管理本部長補佐 ポケットカード株式会社 社外取締役
取 締 役	玉 巻 裕 章	総合企画部担当役員
常 勤 監 査 役	石 黒 正 治	
常 勤 監 査 役	田 辺 則 紀	ポケットカード株式会社 社外監査役
監 査 役	遠 藤 隆	弁護士 アイ・ティー・シーネットワーク株式会社 社外監査役
監 査 役	高 岡 美 佳	立教大学経営学部 教授

- (注) 1. 常勤監査役田辺則紀氏、監査役遠藤 隆氏及び監査役高岡美佳氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役高岡美佳氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. ポケットカード株式会社は、当社の関連会社であります。なお、同社と当社との間に重要な取引関係はありません。
4. 当社は、監査役遠藤 隆氏に法律事務を委任しております。
5. アイ・ティー・シーネットワーク株式会社と当社との間に重要な取引関係はありません。
6. 立教大学と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	12 名	283 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	63 (34)
合 計	17 (3)	347 (34)

- (注) 1. 上記には、平成23年5月26日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名が含まれております。
2. 上記の取締役の報酬等の総額とは別に、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与として、89百万円を支給しております。
3. 上記のほか、平成23年5月26日開催の第30期定時株主総会の決議に基づき、退任取締役2名に対し78百万円、退任監査役1名に対し15百万円の役員退職慰労金を支給しております。この金額には、第27期以前の事業年度に係る事業報告の内容とした役員退職慰労引当金の増加額19百万円（取締役2名分16百万円、監査役1名分2百万円）が含まれております。なお、第30期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、上記(1)に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
田 辺 則 紀	社 外 監 査 役	常勤監査役として、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席し、主に他社での内部監査部門の責任者等としての経験及び知見に基づき、適宜、質問又は意見等の発言を行うとともに、経営会議等の重要な会議への出席、稟議書等の重要文書の閲覧、関係会社への往査等を実施しております。また、監査役会議長として、監査役会の円滑な運営を図っております。
遠 藤 隆	社 外 監 査 役	当事業年度に開催された取締役会の88%及び監査役会の100%に出席し、主に弁護士としての経験及び知見に基づき、企業法務の専門的見地から、適宜、質問又は意見等の発言を行っております。
高 岡 美 佳	社 外 監 査 役	社外監査役就任後に開催された取締役会の94%及び監査役会の100%に出席し、主に大学での研究に基づく、経済学、経営学等に関する専門的見地から、適宜、質問又は意見等の発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	百万円 88
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、全家便利商店股份有限公司、Siam FamilyMart Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

国際財務報告基準の適用に関する助言・指導業務等

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、取締役会並びに監査役会において検討いたします。

また、不再任につきましては、会社都合による場合の他、会計監査人の監査の品質等を総合的に勘案して、取締役会並びに監査役会において検討いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、原則、毎月1回開催し、代表取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるものとします。また、当社では、監査機能を強化するため、監査役監査の実効性を確保するための措置を講ずるものとし、監査役は会計監査人の独立性が保たれているか否か監査するものとします。
- 2) 倫理・法令遵守に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的な倫理・法令遵守の周知活動を行うため、代表取締役社長直轄の専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」による定期的な倫理・法令の遵守状況の監査を行うものとします。
- 3) 当社は、倫理・法令遵守に関する「基本方針」等を制定し、食品衛生法等の主要な法令に対応する規程を整備するものとします。また、加盟者が遵守すべき倫理・法令につき各種のマニュアルを整備し、関係部門を通じ加盟者への周知・徹底をはかるものとします。
- 4) 「内部情報提供制度」を設け、社内外に情報提供の窓口（ホットライン）を設置し、倫理・法令遵守の違反行為を是正し、また、未然に防止する体制を推進するものとします。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社が直面する可能性のあるリスクの管理を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的なリスク管理の推進、徹底活動を行うため代表取締役社長直轄の専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」は、各部門におけるリスク管理の状況につき定期的な監査を行うものとします。
- 2) 当社の各部門が直面する可能性のあるリスクを評価・分類した「リスクマップ」を作成し、重点的に対処すべきリスクを抽出し、当該リスクの影響等を最小化するための体制及び方法等につき規程等を整備するものとします。

- 3) 当社では、お客様の苦情等を受け付ける部門を設置し、お客様からの苦情等を受け、これを経営に生かすよう努めるものとします。
- 4) 当社では、大規模災害などの緊急事態が発生した場合でも、お客様に対するコンビニエンスストアとしての使命を果たすことを目的として、事業継続計画（BCP）を整備し、緊急事態への対応を行うものとします。

③ 財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 当社の財務報告の適正性の確保に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、財務報告の適正性を確保するため代表取締役社長直轄の専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」は、当社における財務報告の適正性を確保する体制の状況につき定期的な監査を行うものとします。
- 2) 当社は、財務報告の適正性に影響を与える主要な要因を抽出し、かかる要因による影響を最小化するための体制及び方法等につき規程等を金融商品取引法等に則り、整備するものとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とする経営会議、営業戦略会議を設置し、迅速かつ慎重な審議により業務執行の決定を行うものとし、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、業務執行の効率化をはかるものとします。また、取締役会で各取締役の業務分担を定め、さらに、職務権限及び業務決裁に関する規程を制定し、各取締役の職務権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化をはかるものとします。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議その他の重要な会議の議事録、並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類（電磁的媒体を含みます。）に記載又は記録された情報の作成、保存及び管理等について法令に適合する内容の文書取扱規程を整備するとともに、取締役、監査役その他の関係者が法令に従い上記の書類等を閲覧できる体制を整備するものとします。

⑥ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社では、子会社及び関連会社からなるグループ会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとします。また、グループ会社に対し主要な内部統制項目の体制整備について助言・指導を行うものとします。
- 2) グループ会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、グループとしての内部統制システムの整備をはかるものとします。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、専任の従業員を置くものとし、監査役は当該従業員に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとします。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受け、関係資料を閲覧するものとします。
- 2) 取締役及び従業員は、内部監査の結果、「内部情報提供制度」の実施状況、競業取引及び自己取引等について定期的に監査役に報告するものとします。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、定期的に代表取締役社長と会合をもち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク等について報告を受け、意見の交換を行い、また、「監査室」から内部監査の報告を受けるものとします。
- 2) 監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、外部の専門家に調査を委託又は意見を求めることができるものとします。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、フランチャイズ方式によるコンビニエンスストアの展開を主な事業内容とし、コンビニエンスストア事業に関連するその他のサービス等の事業活動を展開しております。株主・加盟店・取引先・従業員、そして地域社会等のステークホルダーと相互にプラスの関係を築きながら、共に成長し発展するという当社の基本姿勢である「共同成長（CO-GROWING）」の考え方にに基づき、加盟店と当社の継続的な収益向上を目指しています。

当社の経営に当たっては、フランチャイズビジネスに関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外のステークホルダーとの間に築かれた取引関係等への十分な理解が不可欠です。これらは当社が創業以来培ってきた財産であり、当社の事業はこの財産にその源を有しております。

従って、株主を含むステークホルダーとの間で成立している上記の財産に基づく当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そして、①買収の目的やその後の経営方針等が、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのある者、②当社株主に株式の売却を事実上強制するおそれがある者、③当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を十分に与えることのない者、④当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することのない者、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買

付方法の適法性、買付の実行の蓋然性等)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當である者、⑥当社企業価値の維持・増大に必要なステークホルダーとの関係を破壊するおそれのある者等が、当社株式の大規模買付や買付提案を行う場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守る必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

1) 経営の基本方針

当社では、「ファミリーマート基本理念」を掲げ、『私たちファミリーマートは、ホスピタリティあふれる行動を通じて、お客さまに「気軽にこころの豊かさ」を提案し、快適で楽しさあふれる生活に貢献します。』と定めております。あわせて、社員・加盟店が共通の価値観をもって行動するための指針「ファミマシップ」を制定しております。

私たちファミリーマートは、「あなたと、コンビニに、ファミリーマート」のスローガンのもと、この基本理念の実現を目指すとともに、企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

2) 中長期的な経営戦略

当社は、クオリティにおける業界のリーディングカンパニーを目指し、個店競争力の強化、商品力の強化、高質店舗網の構築に積極的に取り組むとともに、日本発祥のコンビニエンスストアとして、環太平洋地域に店舗網を構築する「パン・パシフィック構想」の実現に向け、海外での店舗展開を進めてまいります。

また、後記(3)に記載の「剰余金の配当等の決定に関する方針」のとおり、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。

今後も、ホスピタリティあふれる店づくりを通じて、お客さまから積極的な支持を得ることを目指す「ファミリーマートらしさ推進活動」の取組みを継続してまいります。また、商品開発、サービス、オペレーション、店舗開発、環境・CSRなどの全ての活動を推進し、社会インフラとしての基盤を固め、地域社会に貢献するとともに、売上・利益の向上及び企業価値向上に取り組んでまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるとの考えに基づき、上記(1)に記載の内部統制システムを構築・運用しております。

- ③ 上記の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその判断に係る理由

上記の取組みは、株主を含むステークホルダーとの間に成立している当社の財産を最大限に活用し、収益の維持・向上と株主への利益還元を図り、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであります。

従いまして、上記の取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に連結業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針とし、当面、連結配当性向40%を目処に取り組んでまいります。

なお、自己株式取得は、機動的な資本政策遂行のため、必要に応じて適宜実施する予定です。内部留保につきましては、財務体質の強化と、新規出店、既存店舗のリニューアル及び新規分野への戦略投資に充当し、経営の強化を図り、業績の一層の向上に努めてまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示してまいります。

連結貸借対照表

(平成24年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	217,352	流動負債	185,722
現金及び預金	94,812	支払手形及び買掛金	74,566
加盟店貸勘定	11,107	加盟店借勘定	4,789
有価証券	42,325	リース債務	5,360
商 品	7,913	未 払 金	20,217
前 払 費 用	9,024	未 払 費 用	5,627
繰延税金資産	3,167	未払法人税等	5,066
未収入金	31,802	預り金	67,242
その他	17,455	その他	2,851
貸倒引当金	△257	固定負債	61,160
固定資産	255,469	リース債務	27,996
有形固定資産	90,175	退職給付引当金	7,514
建物及び構築物	33,111	資産除去債務	11,909
器具及び備品	38,376	預り敷金保証金	9,900
土 地	13,996	そ の 他	3,840
その他	4,691	負債合計	246,883
無形固定資産	15,674	(純資産の部)	
ソフトウェア	9,320	株主資本	222,218
個店営業権	4,800	資本金	16,658
その他	1,553	資本剰余金	17,389
投資その他の資産	149,619	利益剰余金	196,913
投資有価証券	26,936	自己株式	△8,743
繰延税金資産	6,339	その他の包括利益累計額	△3,958
敷金及び保証金	108,213	その他有価証券評価差額金	239
その他	11,148	為替換算調整勘定	△4,197
貸倒引当金	△3,019	少数株主持分	7,679
資産合計	472,822	純資産合計	225,939
		負債・純資産合計	472,822

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成23年3月1日から
平成24年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営業収入	189,658	219,205
加盟店の他の売上	29,546	110,013
営業収入		329,218
売上総利益		77,061
営業総利益		(32,951)
販売費及び一般管理費		252,156
営業外収入		209,570
受取配当金	1,436	42,586
受取利息	130	
受取投資利益	792	
その他	651	3,011
営業外費用	716	
支払利息	71	787
経常利益		44,810
貸倒引当金戻入額	460	
固定資産売却益	55	
関係会社株式売却益	1,013	
店舗閉鎖未払金戻入	2,472	
その他	324	4,326
特別損失		
固定資産売却損	62	
固定資産除却損	1,440	
減価償却損	2,590	
貸借契約解約損	1,415	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	7,444	
災害による損失	3,433	
その他	1,467	17,853
税金等調整前当期純利益		31,283
法人税、住民税及び事業税	5,679	
法人税等調整額	7,373	13,052
少数株主損益調整前当期純利益		18,230
少数株主利益		1,646
当期純利益		16,584

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年3月1日から
平成24年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成23年2月28日残高	16,658	17,389	187,544	△8,739	212,852
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△7,214		△7,214
当期純利益			16,584		16,584
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	9,369	△4	9,365
平成24年2月29日残高	16,658	17,389	196,913	△8,743	222,218

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成23年2月28日残高	240	△3,527	△3,287	7,413	216,979
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△7,214
当期純利益					16,584
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1	△670	△671	265	△405
連結会計年度中の変動額合計	△1	△670	△671	265	8,959
平成24年2月29日残高	239	△4,197	△3,958	7,679	225,939

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 11社
主要な連結子会社の名称 全家便利商店股份有限公司、Siam FamilyMart Co., Ltd.、FAMIMA CORPORATION、(株)ファミマ・リテール・サービス、(株)ファミマ・ドット・コム
- (2) 主要な非連結子会社の名称等 全台物流股份有限公司
(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社9社は、総資産、営業総収入、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社の数 8社
主要な持分法適用の非連結子会社の名称 全台物流股份有限公司
- (2) 持分法適用の関連会社の数 18社
主要な持分法適用の関連会社の名称 (株)沖縄ファミリーマート、(株)南九州ファミリーマート、(株)北海道ファミリーマート、BOKWANG FAMILYMART CO., LTD.、上海福満家便利有限公司、広州市福満家連鎖便利店有限公司、蘇州福満家便利店有限公司、杭州頂全便利店有限公司、VI NA FAMILYMART CO., LTD.、朝日食品工業(株)、ポケットカード(株)
- (3) 持分法を適用していない非連結子会社 (FamilyMart HongKong Limited.) は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
- (4) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、全家便利商店股份有限公司、Siam FamilyMart Co., Ltd.、FAMIMA CORPORATION他4社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
売買目的有価証券
満期保有目的債券
その他有価証券
時価のあるもの

時価法
償却原価法（定額法）

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
主として移動平均法による原価法

時価のないもの

- ② デリバティブ
③ たな卸資産
商 品

時価法

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）について、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物：2年から50年
器具及び備品：2年から20年

- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）
ソフトウェア

当社及び国内連結子会社の自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

個店営業権

見込存続期間を償却年数（加重平均償却年数12年）とする定額法によっております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- ④ 長期前払費用

主に均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社については、個別の債権の回収可能性を勘案した必要額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から損益処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理することとしております。

③ 役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は、役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、執行役員に係る引当金114百万円を含めております。

(追加情報)

当社は、平成23年4月14日開催の取締役会及び監査役の協議において、役員退職慰労金制度の廃止を決定するとともに、平成23年5月26日開催の第30期定時株主総会において、在任期間に応じた退職慰労金を退任時に打ち切り支給することを決議しました。

これに伴い、当社の役員に対する打ち切り支給額の未払分318百万円については固定負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当社の執行役員及び国内連結子会社の役員に対する退職慰労金制度は継続しておりますが、金額的重要性が乏しい（当連結会計年度は122百万円）ため、同様に固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(4) その他の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益は705百万円、経常利益は951百万円、税金等調整前当期純利益は8,391百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は11,255百万円であります。

(2) 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

6. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

(1) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

(2) 前連結会計年度において区分掲記しておりました「為替差損」(当連結会計年度は4百万円)は、金額的重要性が乏しいため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1.	有形固定資産の減価償却累計額	68,092百万円
2.	保証債務	
	次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
	(株)北海道ファミリーマート	78百万円
	上海福満家便利有限公司	1百万円
	China CVS (Cayman Islands) Holding Corp.	106百万円
	ファミマクレジット(株)	18,821百万円
	計	19,008百万円
	上記金額には、保証類似行為によるもの(108百万円)が含まれております。	
3.	担保資産及び担保付債務	
	(連結子会社)	
(1)	担保に供している資産は次のとおりであります。	
	流動資産その他	56百万円
	建物及び構築物	1,086百万円
	土地	108百万円
	敷金及び保証金	34百万円
	計	1,284百万円
(2)	担保付債務は次のとおりであります。	
	預り金	1,827百万円
	流動負債その他	118百万円
	固定負債その他	160百万円
	計	2,107百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

97,683,133株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年4月14日 取締役会	普通株式	3,417	36.00	平成23年2月28日	平成23年5月6日
平成23年10月6日 取締役会	普通株式	3,797	40.00	平成23年8月31日	平成23年11月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成24年4月17日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を、次のとおり提案する予定であります。

配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
3,987	利益剰余金	42.00	平成24年2月29日	平成24年5月7日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び当社の連結子会社は、資金運用について安全性の高い金融資産に限定して行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的のための取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である加盟店貸勘定及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券に含まれる債券は、満期保有目的で一定以上の格付けを取得した債券を対象とし、また定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しており、信用リスクは僅少であります。投資有価証券に含まれる株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、一部は市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗物件等の賃借に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、預り金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に店舗の設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年で、すべて固定金利であります。

預り敷金保証金は、主にフランチャイズ加盟者に対する店舗物件の転貸に伴うものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であり、格付の高い金融機関とのみ取引を行っているため信用リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、賃貸借契約締結時に預託先の信用状況を確認するなど回収可能性を検討するとともに、管財業務部が預託先に関する情報を随時収集し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、為替相場の状況により、主に関係会社に対する外貨建ての債権について、為替予約取引を利用し為替の変動リスクをヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき、経理財務部が決裁者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び当社の連結子会社では、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、十分な手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年2月29日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	94,812	94,812	—
(2) 加盟店貸勘定	11,107	11,107	—
(3) 未収入金	31,802	31,802	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
売買目的有価証券	128	128	—
満期保有目的の債券	39,197	39,257	60
その他有価証券	14,118	14,118	—
関連会社株式	3,872	3,322	△550
(5) 敷金及び保証金	108,213		
貸倒引当金 (※)	△458		
	107,755	103,066	△4,688
資産計	302,794	297,615	△5,178
(1) 支払手形及び買掛金	74,566	74,566	—
(2) 加盟店借勘定	4,789	4,789	—
(3) リース債務 (流動負債)	5,360	5,360	—
(4) 未払金	20,217	20,217	—
(5) 未払法人税等	5,066	5,066	—
(6) 預り金	67,242	67,242	—
(7) リース債務 (固定負債)	27,996	28,748	751
(8) 預り敷金保証金	9,900	9,593	△306
負債計	215,140	215,585	445
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 敷金及び保証金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 加盟店貸勘定、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

- (5) 敷金及び保証金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 加盟店借勘定、(3) リース債務（流動負債）、(4) 未払金、

- (5) 未払法人税等、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) リース債務（固定負債）

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (8) 預り敷金保証金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	11,945

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,299円	14銭
2. 1株当たり当期純利益	174円	70銭

(その他の注記)

減 損 損 失

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。

主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（土地50百万円、建物1,210百万円、器具及び備品807百万円、その他521百万円）として特別損失に計上いたしました。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (百万円)
店 舗 等	長野県上田市 他	土地、建物、器具及び備品等	2,590

回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しております。

使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.06%で割り引いて算定し、正味売却価額については、主として路線価による相続税評価額に基づき算定しております。なお、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断されたものについては、正味売却価額を零として評価しております。

このほか、持分法適用関連会社でも同様の方法により減損損失を計上しており、当社持分相当額を持分法による投資損益として取り込んでおります（385百万円）。

災害による損失

「災害による損失」は平成23年3月に発生した東日本大震災による損失を計上しており、その内訳は次のとおりであります。

固定資産の減失損失、撤去費用、原状回復費用等	470百万円
加盟店及び取引先に対する復旧支援費用等	2,427百万円
その他	534百万円
計	3,433百万円

企業結合等関係

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 (株)エーエム・ビーエム・関西
事業の内容 コンビニエンスストアの店舗運営とフランチャイジーの経営

(2) 企業結合を行った主な理由

関西圏を中心とした店舗網の拡充によるスケールメリットの獲得及び事業インフラの統合による効率化等を通じて事業価値を更に高めることを目的としております。

(3) 企業結合日

平成23年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、(株)エーエム・ビーエム・関西を消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

(株)ファミリーマート

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

対価の種類が現金であるため、当該現金を交付した当社を取得企業としております。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成23年4月1日から平成24年2月29日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳
- | | |
|--------------|----------|
| 取得の対価 | 1,848百万円 |
| 取得に直接要した費用の額 | 59百万円 |
| 取得原価 | 1,907百万円 |
- 取得の対価には、企業譲受に関する最終契約書に定める調整手続きによる対価を含めております。
4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- (1) 資産の額
- | | |
|------|----------|
| 流動資産 | 1,734百万円 |
| 固定資産 | 5,220百万円 |
| 資産合計 | 6,954百万円 |
- (2) 負債の額
- | | |
|------|----------|
| 流動負債 | 4,697百万円 |
| 固定負債 | 350百万円 |
| 負債合計 | 5,047百万円 |
5. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
- | 主要な種類別の内訳 | | 加重平均
償却年数 |
|-----------|----------|--------------|
| 個店営業権 | 2,441百万円 | 12年 |
| 合計 | 2,441百万円 | 12年 |
6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当該影響額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

貸借対照表

(平成24年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	186,923	流動負債	155,360
現金及び預金	75,647	買掛金	64,525
加盟店貸勘定	11,064	加盟店借勘定	4,225
有価証券	42,197	リース債務	5,341
商用品	2,005	未払金	18,506
前払費用	8,639	未払費用	2,411
繰延税金資産	2,941	未払法人税等	4,449
未収入金	27,960	預り金	54,313
立替金	8,277	その他	1,585
短期敷金	6,748	固定負債	55,655
その他金	1,680	リース債務	27,949
貸倒引当金	△240	退職給付引当金	7,015
固定資産	235,593	資産除去債務	11,689
有形固定資産	72,636	預り敷金	6,024
建物	23,661	その他	2,976
構築物	3,121	負債合計	211,015
機械及び装置	4,007	(純資産の部)	
器具及び備品	31,368	株主資本	211,264
土地	10,465	資本金	16,658
その他	12	資本剰余金	17,388
無形固定資産	14,457	資本準備金	17,056
ソフトウェア	8,491	その他資本剰余金	331
個店営業権	4,800	自己株式処分差益	331
その他	1,166	利益剰余金	185,961
投資その他の資産	148,499	利益準備金	2,668
投資有価証券	11,849	その他利益剰余金	183,293
関係会社株式	24,225	別途積立金	165,753
関係会社長期貸付金	950	繰越利益剰余金	17,539
長期前払費用	7,787	自己株式	△8,743
繰延税金資産	8,188	評価・換算差額等	236
敷金	105,616	その他有価証券評価差額金	236
その他	2,898		
貸倒引当金	△3,401		
投資損失引当金	△9,615	純資産合計	211,501
資産合計	422,516	負債・純資産合計	422,516

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成23年 3月 1日から
平成24年 2月 29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		
加盟店からの収入	175,482	
(加盟店からの収入の対象となる 加盟店売上高 1,455,300百万円 直営店売上高との合計 1,534,652百万円)		
その他の営業収入	19,615	195,097
売上総収入		79,351
売上原価		274,449
売上総利益		57,135
営業費及び一般管理費		(22,216)
営業外収入		217,314
営業外費用		179,033
受取利息	1,209	
受取証券配当	155	
受取配当	1,314	
受取利息他	442	3,122
営業外費用	700	
営業外費用	51	752
特別利益		40,650
貸倒引当金戻入	460	
貸倒引当金戻入	37	
貸倒引当金戻入	1,331	
貸倒引当金戻入	2,472	
貸倒引当金戻入	42	4,344
特別損失		
固定資産処分損失	1,260	
固定資産処分損失	2,434	
倒引当金繰入	503	
倒引当金繰入	1,182	
倒引当金繰入	1,341	
倒引当金繰入	7,288	
倒引当金繰入	3,433	
倒引当金繰入	1,471	18,914
引前当期純利益		26,080
法人税、住民税及び事業税	4,398	
法人税等調整額	7,359	11,758
当期純利益		14,321

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年3月1日から
平成24年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
平成23年2月28日残高	16,658	17,056	331	17,388	2,668	155,753	20,432	178,854
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						10,000	△10,000	—
剰余金の配当							△7,214	△7,214
当期純利益							14,321	14,321
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	10,000	△2,893	7,106
平成24年2月29日残高	16,658	17,056	331	17,388	2,668	165,753	17,539	185,961

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	
平成23年2月28日残高	△8,739	204,162	242	204,405
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		—		—
剰余金の配当		△7,214		△7,214
当期純利益		14,321		14,321
自己株式の取得	△4	△4		△4
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△6	△6
事業年度中の変動額合計	△4	7,102	△6	7,095
平成24年2月29日残高	△8,743	211,264	236	211,501

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| ① 満期保有目的債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物：4年から50年
器 具 及 び 備 品：2年から20年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア

個 店 営 業 権

自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

見込存続期間を償却年数（加重平均償却年数12年）とする定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

均等額償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から損益処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。

- (3) 役員退職慰労引当金 役員は退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、執行役員に係る引当金114百万円を含めております。

(追加情報)

平成23年4月14日開催の取締役会及び監査役の協議において、役員退職慰労金制度の廃止を決定するとともに、平成23年5月26日開催の第30期定時株主総会において、在任期間に応じた退職慰労金を退任時に打ち切り支給することを決議しました。

これに伴い、役員に対する打ち切り支給額の未払分318百万円については固定負債の「その他」に含めて表示しております。なお、執行役員に対する退職慰労金制度は継続しておりますが、金額の重要性が乏しいため、同様に固定負債の「その他」に含めて表示しております。

- (4) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。
4. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
5. 会計方針の変更
- (1) 資産除去債務に関する会計基準の適用
当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。
これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ682百万円、税引前当期純利益は7,970百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は11,037百万円であります。
- (2) 企業結合に関する会計基準等の適用
当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。
6. 表示方法の変更
- (貸借対照表)
前事業年度において区分掲記しておりました「関係会社短期貸付金」（当事業年度は33百万円）は、金額の重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
- (損益計算書)
前事業年度において区分掲記しておりました「為替差損」（当事業年度は3百万円）は、金額の重要性が乏しいため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	51,482百万円
2. 保証債務	
次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
㈱北海道ファミリーマート	78百万円
上海福満家便利有限公司	1百万円
China CVS (Cayman Islands) Holding Corp.	106百万円
ファミマクレジット㈱	18,821百万円
計	19,008百万円
上記金額には、保証類似行為によるもの（108百万円）が含まれております。	
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示しているものを除く）	
短期金銭債権	8,162百万円
短期金銭債務	10,851百万円
4. 監査役に対する金銭債務	
金銭債務	25百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高	
営業収入	2,948百万円
営業費用	8,179百万円
営業取引以外の取引高	1,968百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,752,139株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産 (流動)	
賞与引当金否認	642百万円
店舗閉鎖損失否認	134百万円
未払事業税	446百万円
減損損失否認	415百万円
未払金否認	214百万円
資産調整勘定	263百万円
その他の	827百万円
繰延税金資産合計	<u>2,944百万円</u>
繰延税金負債 (流動)	
資産除去債務に対応する除去費用	3百万円
繰延税金負債合計	<u>3百万円</u>
繰延税金資産 (流動) の純額	<u>2,941百万円</u>
繰延税金資産 (固定)	
貸倒引当金繰入限度超過額	1,126百万円
投資損失引当金否認	3,427百万円
退職給付引当金繰入限度超過額	2,123百万円
減損損失否認	1,744百万円
関係会社株式評価損否認	378百万円
資産除去債務	4,179百万円
資産調整勘定	739百万円
その他の	654百万円
繰延税金資産小計	<u>14,373百万円</u>
評価性引当額	<u>△4,514百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>9,858百万円</u>
繰延税金負債 (固定)	
その他有価証券評価差額金	130百万円
資産除去債務に対応する除去費用	1,539百万円
繰延税金負債合計	<u>1,669百万円</u>
繰延税金資産 (固定) の純額	<u>8,188百万円</u>

2. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成25年3月1日に開始する事業年度から平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成28年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は911百万円減少し、法人税等調整額(借方)は929百万円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リースにより使用する店舗用商品陳列什器一式並びにPOSレジ、コンピュータ及びその周辺機器のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に関するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
子会社	Siam FamilyMart Co., Ltd.	タイ王国バンコク市	575百万円	コンビニエンスストア事業	所有直接 40.12% 間接 50.29%	タイ王国におけるエアリアルンチャイザー役員の兼任	出資(注)1	—	関係会社株式	3,142
子会社	SFM Holding Co., Ltd.	タイ王国バンコク市	125百万円	コンビニエンスストア事業	所有直接 96.24%	Siam FamilyMart Co., Ltd. の持株会社	出資(注)1	—	関係会社株式	5,347
子会社	㈱ファミマ・ドットコム	東京都豊島区	400百万円	EC関連事業	所有直接 53.16%	EC事業の運営機能の支援等役員の兼任	商品仕入(注)3	4,036	買掛金(注)4	6,345
関連会社の子会社	ファミマクレジット㈱	東京都豊島区	500百万円	クレジットカード事業	—	顧客に対するクレジット決済機能及びポイントサービス機能の提供等	資金の回収(注)5 債務保証(注)6	9,076 18,821	— —	— —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関係会社株式に対し、6,252百万円の投資損失引当金を計上しております。
 2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 商品仕入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
 4. 買掛金については、加盟店買掛金が含まれております。
 5. 資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。なお、当事業年度において全額返済されたため、期末残高はありません。
 6. 債務保証は同社の金融機関からの借入に対するものであり、受取保証料は市場金利等を勘案して決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種 類	氏 名	所在地	資本金	職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	遠藤 隆	—	—	当社社外監査役	—	—	弁護士報酬他	79	未払金	25

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 弁護士報酬については、日本弁護士連合会が定めていた従前の報酬等基準規程に準じて支払っております。

3. 兄弟会社等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
その他の関係会社の子会社	㈱日本アクセス	東京都品川区	2,620百万円	食料品・酒類・雑貨等の販売	被所有直接0.05%	商品の仕入先	商品仕入	12,997	買掛金	15,771

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 商品仕入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
 3. 買掛金については、加盟店買掛金が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,227円 94銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 150円 86銭 |

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社であります。

(その他の注記)

減 損 損 失

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。

主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（建物1,128百万円、器具及び備品804百万円、その他502百万円）として特別損失に計上いたしました。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (百万円)
店 舗	長野県上田市 他	建物、器具及び備品等	2,434

回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しております。

使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.06%で割り引いて算定し、正味売却価額については、主として路線価による相続税評価額に基づき算定しております。なお、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断されたものについては、正味売却価額を零として評価しております。

災害による損失

連結計算書類（その他の注記）災害による損失に記載のとおりであります。

企業結合等関係

連結計算書類（その他の注記）企業結合等関係に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

平成24年4月6日

株式会社ファミリーマート
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	<u>公認会計士 大庭 四志次 ㊞</u>
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	<u>公認会計士 大久保 孝 一 ㊞</u>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファミリーマートの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファミリーマート及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用して連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成24年4月6日

株式会社ファミリーマート
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大庭 四志次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大久保 孝 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファミリーマートの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用して計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議の内容、並びに当該体制が決議に基づき整備されているか否かを調査いたしました。株式会社の支配に関する基本方針については、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な基準に基づき監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備に関する取締役の職務の執行につき、特に指摘すべき事項は認められません。
- 四 株式会社の支配に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年4月12日

株式会社ファミリーマート 監査役会

常勤監査役（社外） 田 辺 則 紀 ㊟

常勤監査役 石 黒 正 治 ㊟

監 査 役（社外） 遠 藤 隆 ㊟

監 査 役（社外） 高 岡 美 佳 ㊟